

2007年10月26日

北海道知事 高橋はるみ 様

大規模林道問題北海道ネットワーク

代表 寺島一男

大雪と石狩の自然を守る会	代表	寺島一男
ナキウサギふあんくらぶ	代表	市川利美
十勝自然保護協会	会長	安藤御史
(社)北海道自然保護協会	会長	佐藤 謙
北海道自然保護連合	代表	寺島一男

北海道における「山のみち」(緑資源幹線
林道)整備事業から撤退を求める申入書

当ネットワークでは2005年8月25日づけで知事あて「北海道における緑資源幹線林道事業から撤退を求める要望書ならびに同事業の再評価に関する質問書」を提出し、以降本年5月25日までの間に5回にわたり、文書による知事との質疑応答を重ねてきました。

その要点は別記1・2の通りですが、緑資源幹線林道(緑資源機構が事業主体で北海道は約2割の事業費を負担)の目的、必要性、効果について、知事はなんら合理的で説得力のある回答・説明をすることができず、また道有林を貫通する緑資源幹線林道による道有林への波及効果については「北海道が説明責任を負うものではない」と逃げの姿勢に終始しました。そのため5回の質疑応答を通じて、緑資源幹線林道は建設する意義のない、無駄な公共事業であることが浮き彫りとなりました。

また5回の質疑応答では十分に論議できなかつたのですが、当該林道は北海道が誇る自然性の高い森林の生態系や豊かな生物多様性を大規模に破壊し、とりわけ各所で峰越し林道を開削することから、流域生態系の源流域を著しく攪乱するため、新しい森林・林業の基本理念である森林の公益的機能・多面的機能の維持・増進に逆行しており、見過ごすことができない重大な自然保護問題となっています。

ところで5回目の知事回答は本年5月25日づけでしたが、奇しくもその5月25日づけの各新聞には、「林道談合/緑資源理事ら6人逮捕/独禁法違反 天下り介し癒着」というような見出しの記事が大きく掲載されました。すなわち緑資源機構と林業土木コンサルタンツ、森公弘済会などの公益法人や関連会社は林野庁幹部の主要な天下り先であり、そこでは官主導の林道談合が繰り返され、また受注した会社・団体からは農林族議員に対する政治献金が繰り返されていた実態が明るみに出たのです。そして5月28日には献金疑惑を指摘されていた松岡利勝農林水産大臣が現職のまま自ら命を断ち、その翌日には旧森林開発公団理事も自殺するという異常事態となりました。

そもそも緑資源機構の前身である森林開発公団は、1956年、特定奥地林(熊野川流域、剣山周辺地域)の林道を開設するために設けられた臨時組織だったのですが、その事業を

終えると、権益存続のため政・官・業が癒着を深めながら、関連林道、スーパー林道、大規模林道と事業の範囲と規模を次々に拡大してきました。そのため1960年代～90年代には行財政改革が論議されるたびに森林開発公団は廃止の対象とされましたが、そのたびごとに農林族議員などの強力な巻返しがあって、延命が図られてきたのです。

事業の目的、必要性、効果が疑問だらけの大規模林道が継続されるのは、「林野庁幹部の天下り先確保と森林開発公団（緑資源機構）延命のため」と巷間で噂されましたが、はからずも今回の異常事態は、その噂が真実だったことを明らかにしたのです。この政・官・業の癒着ぶりは「緑資源機構 悪の温床そのものだ」（北海道新聞社説、2007・5・25）と批判されるなど、「政治とカネ」に対する国民の不信感を著しく増幅させました。

そのようなことから農林水産省では、本年度末に緑資源機構と緑資源幹線林道事業を廃止せざるを得なくなり、来年度以降は地方公共団体（都道府県）を事業主体として整備する方針を固め、来年度予算の概算要求に「山のみち地域づくり事業」を盛り込みました。すなわち北海道における当該事業は、来年度から北海道が事業主体となるのです。しかし大規模林道が緑資源幹線林道となり「山のみち」と看板を掛け替えても、実態は大規模林業圏開発計画の大規模林道であり、すでに時代の変化により整備の意義を失い、費用対効果を検証しても効果がなく、地域振興に結びつくことも実証できず、無駄な投資に終わることは、過去5回の当ネットワークと知事の文書による質疑応答の結果を見れば明白です。しかも今後は北海道が事業主体となるのですから、「北海道が説明責任を負うものではない」と従来のように逃げるのが許されません。

北海道の財政が危機的状況に陥っているさなか、その北海道が「悪の温床そのものだ」として廃止される緑資源幹線林道事業を継承し、豊かな自然環境を誇る山間地域で大規模な自然破壊を招来するような事業を実施することは、とうてい道民の理解を得ることができないでしょう。したがって知事としては、北海道における「山のみち地域づくり事業」の補助事業を受ける意思のないことを、早急に林野庁に対して表明することを求めます。また万一にも「山のみち地域づくり事業」を選択する場合は、その事業目的、必要性、効果および環境アセスメント、費用対効果分析などを具体的な裏付け資料とともに道民の前に提示し、信を問うことが不可欠となります。しかし過去5回の質疑応答の結果を踏まえれば、知事にとってこのことは至難の業といわざるを得ません。したがって当申入書に対し知事がどのような見解をもっているのか、折り返し回答することを求めます。

<別記>

1 当ネットワークが疑問視し、知事からの回答・説明を求めた主な事項は次の通りである。

① 大規模林道（緑資源幹線林道）は高度経済成長時代末期の1970年代に木材生産の増大を目指して構想された「大規模林業圏開発計画」の骨格をなす林道であるが、その後の社会経済情勢の変化により計画が破綻し、大規模林道建設の必要性が消滅したこと、

② その後の森林・林業政策は、木材生産重視から公益的機能重視へ大転換し、森林計画区も広域単位から流域単位に変更されたので、広域に峰越しする大規模林道計画は現在

の森林・林業政策に逆行するが、そればかりでなく、現実問題として大規模林道建設が土砂流出防止・野生生物保全などの公益的機能を阻害していること、

③ 大規模林道は林業や地域振興に大きく貢献するとは考えられないが、初期に着工された部分は既に完成しているので、完成部分はどのような波及効果をもたらしているか、例えば滝雄・厚和線の沿線について、大規模林道が開通したことによる新規開削の支線林道、新規造成の造林地、木材関連産業振興の実績を具体的資料に基づいて示すこと、

④ 林野庁による公共事業再評価では、上記のような「時代の変化」や「事業の必要性と効果」の検証を欠落させたまま事業継続を決定し、北海道もそれに追従して、財政危機にもかかわらず多額の道費負担を継続しているのは不合理であること、

⑤ とくに平取・えりも線の様似・えりも区間は受益範囲の全域が道有林であり、近年の道有林は「木材生産を目的とする皆伐・択伐を廃止」したにもかかわらず、費用対効果の計算では70億円もの木材生産便益が生ずることになっており、これは信じがたい数値なので、算出根拠を明示すること、

2 当ネットワークからの指摘や質問に対する知事の回答・説明の要点および知事回答に対する当ネットワークの見解の要点は次のとおりである。

①の大規模林業圏開発計画に対し、知事は「現在もその基本的な考え方は否定されるものではなく、今後とも継続して事業が実施されるべきものとする」とのことである。

大規模林業圏開発計画は、いわゆる「拡大造林政策」に基づき右肩上がりに木材生産を増大させるために、幹線となる大規模林道が必要というのが基本的考え方であるが、拡大造林政策が1970年代に失敗し、それが否定され、近年は木材生産よりも公益的機能を重視するように森林・林業政策が転換したことはまぎれもない客観的事実である。それにもかかわらず知事（および林野庁）は拡大造林を前提として計画された事業を、「今後とも継続して事業が実施されるべきもの」というのだから、驚くべき時代錯誤である。

②の流域単位の森林計画区を基本とすれば峰越し林道を必要としないという指摘に対して、知事は「（緑資源幹線林道は）受益の範囲が著しく広いものとされていることから、複数の森林計画区が関わる場合があります」と、現状説明をするだけで、なぜ基本に反して峰越しする林道が必要であるかは黙して語らない。まったく説得力を欠いている。

③の既設部分の大規模林道沿線の波及効果について、知事は丸瀬布・留辺蘂区間の5万分1図面を添付しただけで、新規造林地の造成および沿線の木材関連産業振興の実態にはまったく答えていない。すなわち大規模林道を整備しても、森林整備の推進、林業振興、地域振興に役立つことを実証できないのである。

それでいながら知事は「緑資源幹線林道は、地理的条件が極めて悪い地域において、国道等とのネットワークを形成することにより、森林整備の推進、林業振興、地域振興を図ろうとするものであり、地元の期待も大きいことから、道として必要なもの」と、繰り返して述べている。なんと空々しい抽象的な必要論だろうか。何の説得力ももっていない。

④の、国の公共事業再評価制度は、そもそも北海道の「時のアセスメント（時代の変化を踏まえた施策の再評価）」を契機にして生まれたものである。したがって公共事業の再評価は「時代の変化を踏まえる」ことが重要であるが、林野庁による再評価は「時代の変

化」の検証を欠落させており不合理である。それにもかかわらず知事は無批判に林野庁の再評価に追従し、莫大な道費負担を継続している。時のアセスメント発祥の地、北海道の知事として恥ずかしいことではないか。

⑤の道有林との関係について、様似・えりも区間は全域が道有林で、林野庁はその道有林から70億円の木材生産便益を計上している。しかし道有林では「木材生産を目的とする皆伐・択伐を廃止」しているため、70億円の便益は虚構といわざるを得ない。これは専ら道有林の経営に関わることなので、道有林管理者である知事に70億円の算出根拠を説明するよう求めたが、知事は「(費用対効果分析は)林野庁が算定したもの」「北海道が説明責任を負うものではない」と、道有林内であるにもかかわらず説明責任を回避し、逃げの姿勢を貫いている。しかし「山のみち」として継続する場合は、全面的に知事が説明責任を負うことになるので、知事が説明不能に陥ることは明白である。

ちなみにこの件に関して当ネットワークは本年3月、林野庁に対して情報公開請求を行ったが、林野庁からは「(当該資料は)既に廃棄しており、対象文書を保有していないので不開示」という信じがたい通知がきた。70億円の便益は虚構であるとの疑いがますます濃厚となっている。

このことに象徴されるように、緑資源幹線林道事業は費用対効果分析をしても、便益効果が投資額を下回る、無駄な公共事業なのである。